## 意見公募要領

## 1 意見募集対象

固定資産評価基準の一部を改正する告示案

# 2 資料入手方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<a href="http://www.e-gov.go.jp">http://www.e-gov.go.jp</a>) のパブリックコメント欄に掲載するとともに、総務省自治税務局資産評価室にて配布もしくは閲覧に供します。

# 3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス: hyoukaki jun/atmark/ml. soumu. go. jp

総務省自治税務局資産評価室 あて

注 1: 迷惑メール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際には「/atmark/」を「@」に置き換えてください。

注2:メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。))として提出してください。

注3: なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### (2) 郵送の場合

**〒100-8926** 

東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省自治税務局資産評価室 あて

- (3) FAXの場合(電話連絡後、送付してください。)
  - FAX番号:03-5253-5676 総務省自治税務局資産評価室 あて
- ※ 意見を郵送又はFAXで提出する場合、別途意見の内容を記録した磁気ディスク 等の提出をお願いすることがあります。

# 4 意見提出期限

平成23年5月16日(月)午後5時(必着)(ただし、郵送については、平成23年5月16日(月)付けの消印まで有効とします。)

# 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (http://www.e-gov.go.jp) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省自治税務局資産評価室にて閲覧に供します。

ご記入いただいた氏名 (法人等にあってはその名称)、住所 (所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名(法人等にあってはその名称)その他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 意見書

平成 年 月 日

総務省自治税務局 資産評価室 あて

> 郵便番号 (ふりがな) 住所 (ふりがな) 氏名(注1) 電話番号 電子メールアドレス

「固定資産評価基準の一部を改正する告示案に係る意見募集」に関し、別紙のとおり 意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番(A4サイズ)とすること。別紙にはページ番号を記載すること。